

令和2年度汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の年間使用許諾権の調達
に係る入札可能性調査実施要領

令和2年1月6日
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

原子力規制庁では、令和2年度汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の年間使用許諾権の調達の請負者選定に当たって、一般競争入札(最低価格落札方式)に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記1. 業務内容に記載する内容及び条件において、的確な業務遂行が可能であり、かつ、当該業務の請負者を決定するに当たり一般競争入札(最低価格落札方式)を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 業務内容

1.1 概要

汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の年間使用許諾権について供与する。

1.2 業務の具体的内容

「令和2年度汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の年間使用許諾権の調達 調達仕様書/要件定義書」による。

1.3 納入期限

令和2年4月1日

2. 登録内容

①事業者名

②連絡先(住所、TEL、FAX、E-mail 及び担当者名)

3. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報及び資料は返却いたしません。

4. 提出先

郵送又は E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

山口 晃範宛て

【TEL】03-5114-2225

【FAX】03-5114-2235

【E-mail】akinori_yamaguchi@nsr.go.jp

(登録例)

令和2年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門

令和2年度汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の年間使用許諾権の調達事業について

令和2年〇月〇日付、標記実施要領に従い、以下の事項を登録いたします。

登録内容

① 事業者名 〇〇

② 連絡先

住所 〇〇

電話 〇〇

FAX 〇〇

Mail 〇〇

担当者名 〇〇

令和2年度汎用CFDコードANSYS CFD Premium solverの 年間使用許諾権の調達

調達仕様書

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達の背景

原子力規制庁では、原子力規制委員会設置法第四条(所掌事務)第十二号に定めるとおり、原子力利用における安全の確保を図ることを目的とした調査及び研究を行う。原子力安全規制に係る課題を解決し技術的知見を蓄積するための安全研究においては、実施の過程で必要な解析検討を原子力規制庁にて実施する場合があります、適切な解析ソフトウェアの調達を含む解析環境の整備が必要である。

1.2 調達の目的

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討において、再処理施設等の内部火災リスク評価に係る研究の一環として、当該施設における火災現象の解析を実施することを目的として、汎用CFDコードANSYS CFD Premium solver(以下「ANSYS CFD Premium solver」という。)の解析環境を整備する。

1.3 期待する効果

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討業務の高度化に資する。

1.4 業務の概要

ANSYS CFD Premium solver(ANSYS DesignModeler及びANSYS CFD PrepPostの機能を含む)について、年間使用許諾権1ライセンスを調達する。

年間使用許諾権の有効期間は、令和2年4月1日～令和3年3月31日とする。

なお、本調達には、使用許諾権の有効期間中において、以下に示すソフトウェアの技術的保守が含まれていること。

- (1) メール及び電話等によるテクニカルサポート
(使用方法等についての質問に対する回答等)
 - ・受付時間は、以下のとおりとする。
 - メールの場合：24時間受付
 - 電話の場合：業務時間内(10:00-17:00)に受け付け
- (2) 更新ソフトウェアの提供
- (3) パッチプログラムの提供

2. 納入品目及び検収に関する事項

2.1 納入品目及び数量

No.	提出書類	提出 部数	提出期限	備考
1	ライセンスファイル	1	令和2年4月1日	－
2	実施体制図	1	受注時	5.に定めるもの
3	情報セキュリティ対策に係る 計画書 (実施方法及び管理体制)	1	No.1の納入日までに	4.に定める要件定義 書による

なお、納品物が電子媒体（DVD等）となる場合は、電子媒体にウイルスチェックした
証明書を添付すること。

2.2 納入場所

原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
核燃料廃棄物研究部門
東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

2.3 検収条件

請負者が提出した 2.1 に記載の全品目の納品物について、納入場所において、原子
力規制庁が承認したことをもって、検収合格とする。

2.4 支払条件

検収完了後、請負者から適正な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日まで
に支払うものとする。

3. 作業の実施内容に関する事項

- (1) 請負者は、原子力規制庁に対し、1.4 に定める項目について、指定期間のソフトウ
ェアの使用許諾権を供与する。
- (2) 請負者は、当該ソフトウェアの技術的保守（更新ソフトウェアの提供及びテクニカ
ルサポート）に係る供与を行う。

4. 満たすべき要件に関する事項

「令和2年度汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の年間使用許諾権の調達/要
件定義書」による。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

本業務の実施に当たり、業務実施責任者、技術担当者及び連絡窓口担当者の役職、
氏名を明示すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

請負者は、本仕様書に基づく業務の遂行に際して知り得たデータ、知見及び成果等を、原子力規制庁の許可無くして第三者に漏らしてはならない。

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

7. 入札参加資格に関する事項

本事業を実施するに当たり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 担当者が、原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (3) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。ただし、ISMS 認証を受けていない場合には、それと同様の情報セキュリティ管理体制を構築していることを示すこと。
- (4) 受注しようとするものは、ANSYS CFD Premium solver の直接販売店又は正規代理店であり、これを証明する資料が提出できる者であること。
- (5) ANSYS CFD Premium solver の使用に係る技術サポートについて、技術者による実施体制を構築していること。

8. その他特記事項

請負者は、原子力規制庁が ANSYS CFD Premium solver ソフトウェアについて政府情報システム管理データベース(ODB)に登録するに当たり、次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、契約後速やかに提出すること。記載事項の詳細については、担当官との協議によるものとする。

- (1) 契約金額内訳
- (2) ソフトウェアの管理
- (3) 情報セキュリティ要件の管理

以 上

令和 2 年度汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver の 年間使用許諾権の調達

要件定義書

1. 業務要件の定義

「汎用 CFD コード ANSYS CFD Premium solver（以下「ANSYS CFD Premium solver」という。）」の年間使用許諾権を調達する。なお、本調達には、ライセンス有効期間中におけるソフトウェアの技術的保守を含む。

2. 機能要件の定義

a) 機能に関する事項

(1) 請負者は、原子力規制庁に対し、下記の要件を満たす ANSYS CFD Premium solver ライセンスについて令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの使用許諾権を供与する。

- i) ANSYS CFD Premium solver の販売元である米国 ANSYS 社(以下「ANSYS 社」という。)から提供される解析機能が利用可能であること。
- ii) 使用方法を示す英語で記載されたマニュアルが利用可能であること。
- iii) ANSYS 社により確認済の動作環境（ハードウェア及びオペレーティングシステム）のうち、契約締結日時点で国内において入手可能かつ各ベンダーのサポート対象であるものについて使用が可能であること。

(2) 請負者は、ANSYS CFD Premium solver の技術的保守に係る供与を行う。

- i) ANSYS CFD Premium solver のインストール時及び使用時に発生する動作上のトラブル及び技術的課題について技術サポートを行うこと。
- ii) 開発元によるバージョンアップ及びソフトウェアの脆弱性対策、その他の不具合修正に関する更新ソフトウェアを提供すること。

b) 画面に関する事項

ANSYS CFD Premium solver が使用可能であることをもって画面に関する要件とする。

c) 帳票に関する事項

ANSYS CFD Premium solver が使用可能であることをもって帳票に関する要件とする。

d) 情報・データに関する事項

ANSYS CFD Premium solver が使用可能であることをもって情報・データに関する要件とする。

e) 外部インターフェースに関する事項

ANSYS CFD Premium solver をインストールするライセンスサーバ及びクライアントは全て原子力規制庁「解析システム（核燃料廃棄物）」上の既存の PC とし、外部インターフェースに関する要件は存在しない。

3. 非機能要件の定義

a) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

ANSYS CFD Premium solver が使用可能であることをもってユーザビリティに関する要件とする。

本事業で調達する ANSYS CFD Premium solver のユーザは不特定多数のユーザによる使用並びに運用を行わないため、アクセシビリティに関する要件は存在しない。

b) システム方式に関する事項

ANSYS CFD Premium solver をインストールする PC は原子力規制庁「解析システム（核燃料廃棄物）」上の既存の PC とする。

c) 規模に関する事項

1 ライセンスの保守契約により 1 つの計算機における個別計算が可能であることをもって規模に関する要件とする。

d) 性能に関する事項

本事業で調達する ANSYS CFD Premium solver による解析処理の速度、解析に要するメモリ容量等は、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC の仕様に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため性能に関する要件は存在しない。

e) 信頼性に関する事項

本事業で調達する ANSYS CFD Premium solver の信頼性については、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC に依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため信頼性に関する要件は存在しない。

f) 拡張性に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、ソフトウェアの機能追加等の場合は更新ソフトウェアの提供を受けることをもって拡張性に関する要件とする。

g) 上位互換性に関する事項

オペレーティングシステム及びミドルウェアについては、開発元が動作確認した環境(バージョン)にて使用するものとする。バージョンアップに伴いソフトウェアの更

新が必要となる場合は、ソフトウェアの技術的保守に関する契約により更新ソフトウェアの提供を受けることをもって、上位互換性に関する要件とする。

h) 中立性に関する事項

本事業で調達する ANSYS CFD Premium solver について、過年度より導入したソフトウェアの利用であり、当該ソフトウェアでしか取り扱うことのできない解析手法が含まれていることから、中立性に関する要件は存在しない。

i) 継続性に関する事項

障害、災害等による問題発生時の継続性については、原子力規制庁が保有しソフトウェアがインストールされる既存の PC 及びネットワークシステムに依存し、ソフトウェアの仕様によるものではないため継続性に関する要件は存在しない。

j) 情報セキュリティに関する事項

i) 本事業に入札しようとする者の適合条件に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。

認証を受けていない場合には、それと同等の情報セキュリティ管理体制を構築していることを示すこと。

ii) 本事業の実施に係るセキュリティに関する要件を以下のとおりとする。

- 1) 請負者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- 2) 請負者は、ソフトウェアの納品時に脆弱性の有無と、脆弱性が確認されている場合には対応方法を示すこと。
- 3) 請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 4) 請負者は、本業務の実施に当たり担当官から提供された情報及びその他の知り得た情報について、目的外の利用を行わないこと。
- 5) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 6) 請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- 7) 請負者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

k) 情報システム稼働環境に関する事項

ANSYS 社により動作確認済で、契約締結日時点で、国内で入手可能かつ各ベンダーのサポート対象となっているハードウェア及びオペレーティングシステムについて、ANSYS CFD Premium solver が動作することをもってシステム方式に関する要件とする。

l) テストに関する事項

本事業は開発済のソフトウェアを調達するものであり、テストに関する要件は存在しない。

m) 移行に関する事項

本事業は開発済のソフトウェアを調達するものであり、移行に関する要件は存在しない。

n) 引継ぎに関する事項

本事業で調達する ANSYS CFD Premium solver のユーザは原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ核燃料廃棄物研究部門所属の職員に限って運用することから、引継ぎに関する要件は存在しない。

o) 教育に関する事項

本事業で調達する ANSYS CFD Premium solver のユーザは原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ核燃料廃棄物研究部門所属の職員に限るとし、不特定多数のユーザにより使用されるものではないため、教育に関する要件は存在しない。

p) 運用に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、インストール時及び使用時に発生する技術的課題について技術サポートを受けることをもって運用に関する要件とする。

q) 保守に関する事項

ソフトウェアの技術的保守に関する契約により、以下の保守に関する提供を受けることをもって保守に関する要件とする。

- (1) メール、電話等によるテクニカルサポート
(使用方法等についての質問に対する回答等)
- (2) 新バージョンソフトウェアの提供
- (3) パッチプログラムの提供

以 上